

新宿区物価高騰対策臨時給付金 (令和7年度低所得者等支援) を支給します

支給対象

令和7年12月1日(基準日)に新宿区の住民基本台帳に記載されている方のうち、以下①または②に該当する世帯

- ① 世帯全員が令和7年度住民税均等割非課税または所得割非課税の世帯
- ② 世帯全員の令和7年度住民税における合計所得金額の合計が300万円未満の世帯(①の世帯を除く)

※受給権者は、対象世帯の世帯主です。

支給額

- ① 世帯員1人あたり **12,000円** ② 世帯員1人あたり **6,000円**

※世帯員とは、その世帯に属する人を指します。

※上記①、②に該当する世帯においては、令和8年6月30日(火)までに出生した子どもについても、支給額の算定対象となる場合があります。対象と思われる場合は、下記返送期限までに新宿区物価高騰対策臨時給付金対策室(03-5273-4112)へご連絡ください。

手続き方法等

- **支給案内(圧着はがき)が届いた方** ※新宿区が口座情報を把握している方
→ 令和8年2月下旬から順次発送(お手元に届き次第、内容をご確認ください。)
※はがきに記載されている口座が解約済みの場合などは、**口座変更が必要です。はがき記載の口座に振り込みが可能かご確認ください。**

原則、給付金の申請手続きは不要です

- **確認書が届いた方** ※口座情報の確認が必要な方
→ 令和8年3月上旬から順次発送(必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。)
※電子申請も利用できます。詳しくは、確認書をご確認ください。

確認書返送期限
令和8年6月30日(火) ※当日消印有効
→ **期限までに返送がない場合は、給付を受けられません**

新宿区物価高騰対策臨時給付金コールセンター

 **0120 (008) 115**

(受付時間)
平日8:30~17:15

▶ 詳しくは、「新宿区公式ホームページ」をご覧ください。

 **新宿区**
SHINJUKU CITY

